

※ 市の水道普及のため、平成 25 年 4 月 1 日以降、新規水道加入者及び既水道加入者において口径の増径をした方は、下記金額より加入金を 1 割減免します。

※ 下記の表に掲載する料金は市納付金であり、工事費については含まれておりません。

【 手 数 料 表 】

区 分		単 位	金 額	
給 水 装 置 工 事 申 込 手 数 料	給水管分岐工事（取出しから止水栓まで）	1 件につき	5,000 円 ②	
	給 水 管 延 長 (止水栓から各蛇口 までの総延長)	20m 未満	1 件につき	5,000 円
		20m 以上 30m 未満		10,000 円
		30m 以上 40m 未満		15,000 円
		40m 以上 50m 未満		20,000 円
		50m 以上 60m 未満		25,000 円
		60m 以上		30,000 円
	集合住宅の場合	量水器 1 個につき	10,000 円	
指定給水装置工事事業者指定料		1 件につき	20,000 円	
指定給水装置工事事業者指定更新料		1 件につき	10,000 円	
証 明 手 数 料	複雑なもの	1 枚につき	500 円	
	上記以外のもの		300 円	
諸官庁等許認可手続手数料 (<u>道路占用等</u>)	国・県	1 件につき	5,000 円	
	市		300 円 ④	
水圧試験手数料		1 件につき	1,000 円	

付 則 （令和元年 9 月 27 日条例第 6 号）
この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

【 加 入 金 】

口 径	金 額
13mm	77,000 円
20mm	110,000 円 ①
25mm	165,000 円
40mm	330,000 円
50mm	550,000 円
75mm	1,100,000 円
100mm	2,200,000 円
101mm 以上	管理者が別に定める額

～ 計 算 例 ～

「新規加入でメーター口径 20mm の場合」
(分水工事あり・市道占用あり)

$$\begin{aligned}
 & \text{① } 110,000 \text{ 円 (加入金)} + \text{② } 5,000 \text{ 円 (給水管分岐工事)} \\
 & + \text{③ } 5,000 \text{ 円} \sim 30,000 \text{ 円 (給水管延長)} \\
 & + \text{④ } 300 \text{ 円 (市道占用)} \\
 & = 118,300 \text{ 円} \sim 143,300 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

茨 城 県 結 城 市